

# 高齢者のお客様に対する A T Mにおけるキャッシュカード現金出金限度額の 一部引き下げについて

« カードをだまし取る手口の被害からお客様お守りするために »

ご高齢のお客様に「カードが不正利用されています」、「カードが偽造されています」、「口座が犯罪に利用されています」等と電話をかけてきた後、警察・銀行協会・金融庁・金融機関を装った者が訪問し、「カードの利用停止・変更のためカードをお預かりします。暗証番号を教えてください」と言ってキャッシュカードを受け取り、その後すぐに現金を引き出す「**カード詐取被害**」が急増しております。

当組合では、このような被害を最小限にとどめるための緊急対応として、以下のとおり、キャッシュカードの**現金出金限度額の一部引き下げ**を実施いたします。大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様の大切なご預金を卑劣で悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

尚、窓口での現金出金限度額につきましては従来どおり変更ありません。

記

## 【A T Mにおけるキャッシュカード現金出金限度額の一部引き下げの内容】

### ●対象となるお客様

- ①平成29年8月末現在で70歳以上の個人のお客様、かつ過去1年間にA T Mにおいてキャッシュカードによる現金出金のご利用のないお客様
- ②平成30年3月末以降、毎年9月末・3月末で70歳に達し、かつ過去1年間にA T Mにおいてキャッシュカードによる現金出金のご利用のないお客様

### ●制限の内容

A T Mにおいてキャッシュカードによる1日あたりの現金出金限度額を10万円までとさせていただきます。

### ●開始日

平成29年11月1日（水）より

### ●その他

現金出金限度額の変更をご希望されるお客様は、キャッシュカード、ご印鑑、ご本人確認できる書類をご持参の上、下記最寄りの当組合窓口までお申し出下さい。

本店 0479-22-5300	松岸支店 0479-22-8822	海上支店 0479-55-5757	八街支店 043-443-3011
新生支店 0479-22-4333	椎柴支店 0479-33-1211	旭支店 0479-62-3171	富里支店 0476-93-2241
清水支店 0479-22-3737	東庄支店 0478-86-1123	干潟支店 0479-73-3955	柏支店 04-7164-3955
川口支店 0479-22-3710	小見川支店 0478-82-2171	横芝支店 0479-82-2221	松戸支店 047-367-2115
愛宕支店 0479-22-4111	佐原支店 0478-52-5167	東金支店 0475-54-0123	
三崎支店 0479-25-5700	飯岡支店 0479-57-5500	九十九里支店 0475-76-5561	